

2020年度 卒業・修了生

傷病見舞金の申請と契約医療機関の利用について

本年度卒業および修了者は、2021年3月31日まで学生健康保険互助会員の資格があります。卒業式から3月31日までの互助会のサービスの利用について、お知らせいたします。

■傷病見舞金の申請について■

傷病見舞金は、2021年3月31日受診分まで申請可能です。

【申請方法】

傷病見舞金申請フォームより Web 申請

(大学ホームページよりアクセス可能です。)

※郵送や代理での申請については一切認めません。

【申請の最終期限】

2021年4月7日(水) ※以後は一切の申請ができません。

【給付方法】

振込での給付となります。申請を確認後、「学籍番号@rissho-univ.jp」のメールアドレスに、振込先入力フォームを送信いたします。適宜ご確認ください。

■契約医療機関の利用について■

2021年3月31日まで受診可能です。

学生証(互助会員証)を卒業式・修了式にて返却する必要があります。

契約医療機関での受診等、卒業式以降に互助会のサービスを受ける予定のある方は、卒業式・修了式で回収される際に、その旨申し出てください。

※学生証(互助会員証)がない場合、互助会のサービスを受けることができません。

※万が一、学生証を返却後に、突発的に契約医療機関を受診する事案が発生した場合は、学生生活課までご一報ください。

以上